

指定避難所

■指定避難所

災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害区分に応じて以下の施設を田野畑村の「避難所」に指定する。
指定避難所一覧(令和5年3月作成)

No.	名 称	住 所	対象地区	避難収容人員	連絡先	管轄分団	避難所区分	災害区分				
								津波高潮	土砂災害	洪水	大規模火災	その他
1	北山地区総合センター	田野畑村北山236-25	北山	15	33-2051	第1分団2部	一次	○	○	○	○	○
3	机地区開発センター(拓心館)	田野畑村机54	机	15	33-2955	第1分団1部	一次	○	○	○	○	○
4	池名地区公民館	田野畑村明戸399-1	池名	4	-	第1分団2部	一次	○	○	○	○	○
5	明戸地区公民館	田野畑村明戸692-1	明戸	8	33-2953	第1分団1部	一次	×	×	×	○	○
6	羅賀地区コミュニティセンター	田野畑村羅賀192-114	羅賀	25	-	第1分団1部	一次	×	×	×	○	○
7	拓洋台団地集会所	田野畑村羅賀193-67	羅賀	14	-	第1分団1部	一次	○	○	○	○	○
12	アズビィ学習センター	田野畑村和野278	西和野	30	34-2226	第4分団	広域	○	○	○	○	○
13	アズビィ体育館	田野畑村和野278	西和野	100	34-2332	第4分団	広域	○	○	○	○	○
14	アズビィホール	田野畑村和野278	西和野	115	-	第4分団	広域	○	○	○	○	○
15	田野畑中学校	田野畑村松前沢87	田野畑	100	34-2301	第4分団	広域	○	○	○	○	○
16	道の駅たのはた	田野畑村菅窪	菅窪	40	-	第4分団	広域	○	○	○	○	○
17	思惟創館	田野畑村菅窪151-61	菅窪	15	-	第4分団	二次	○	○	○	○	○
24	切牛地区公民館(望洋館)	田野畑村切牛37-9	切牛	67	-	第2分団2部	一次	○	○	○	○	○
25	黎明台団地集会所	田野畑村切牛109-53	切牛	18	-	第2分団1部	一次	○	○	○	○	○
27	島越地区消防防災センター	田野畑村島越197	島越	5	33-2318	第2分団1部	一次	○	○	○	○	○
36	ホテル羅賀荘	田野畑村羅賀60-1	羅賀	100	33-2611	第1分団1部	一次	○	○	○	○	○
37	特別養護老人ホーム寿生苑	田野畑村田野畑120-18	田野畑	8	33-3221	第4分団	福祉	○	○	○	○	○
38	中城興産(株)グループホームつくえ	田野畑村机299	机	8	33-3500	第1分団2部	福祉	○	○	○	○	○
39	障害者福祉作業所ハックの家	田野畑村菅窪20-2	菅窪	8	34-2303	第4分団	福祉	○	○	○	○	○

※ホテル羅賀荘は、津波災害の場合に限り、宿泊者の一次避難所として指定する。
※寿生苑、リアス倶楽部、グループホーム机、ハックの家は、災害時避難行動要支援者を対象とした福祉避難所として指定する。
※一次避難所とは、災害発生時に一次避難場所から避難する最寄り(地域)の避難所である。
※二次避難所とは、一次避難所からより安全な設備の整った施設に集団避難する広域的避難所である。
なお広域避難所のうち、アズビィホール避難所は、全ての災害発生時において自動開設とする。
※避難収容人員は、収容面積に対しソーシャルディスタンスをとった人数配置の目安として算出している。